

議決権行使の考え方

当社は信託財産等で保有する株式のうち、運用者として行使できる株主議決権については、原則としてすべての議決権を行使すべきであると考えます。ただし、委託者またはその代理人たる者が指図を行うことができる旨が、契約上規定されている信託財産等で保有する国内株式については、委託者またはその代理人指図を行う場合に限り、当該指図に基づき議決権を行使します。

委託先の運用機関には、当社が定める企業に求めるコーポレートガバナンスの趣旨に沿った、議決権行使基準を策定すること、ならびに投資先企業との対話の内容等を踏まえ適切な議決権行使を行うことを求めます。なお、各国の異なる法令、商慣習、コーポレートガバナンス・コードを鑑み、実状に合わせた行使基準の策定を望みます。

1. 議決権行使の目的

株式投資において、受益者の利益を安定かつ継続的に高めていくためには、企業が株主利益の最大化を尊重した経営を行い、長期安定的に企業収益を計上していくことが重要となります。そのためには、企業におけるコーポレートガバナンスが十分に機能することが不可欠です。

議決権行使を通じて、企業のコーポレートガバナンス改善を促進し、長期的な株主利益の最大化を目指します。

2. 企業に求めるコーポレートガバナンス

当社は、企業に求めるコーポレートガバナンスを以下のように考えています。

【取締役会の責務】

- ・取締役会は、株主および各ステークホルダーに対して説明責任を負い、ESG 要因を含む広範なステークホルダーへの配慮を通じて、長期的な観点から会社の持続的成長を追求し、もって株主の利益のために行動することが期待される。
- ・取締役会は、経営陣の執行を監督しなければならない。
- ・取締役会は、経営陣の業績と報酬を効果的に評価、監督しなければならない。

【取締役会の構成】

- ・取締役会は、少なくとも過半数が独立社外取締役で構成されることが望ましい。
- ・取締役会は、経営陣の事業活動を効果的に監督できるよう、十分な多様性を備えた取締役で構成されることが望ましい。

【情報の信頼性確保と情報開示】

- ・取締役会は、会社の開示する財務・非財務の情報の信頼性を担保、各ステークホルダー向けにその情報を提供する監督責任を負う。
- ・取締役会は、株主が議案の内容を十分に理解した上で議決権を行使できるように、また株主利益に影響を及ぼす事項について株主が効果的なエンゲージメントを展開できるように、信頼性の高い情報の適時開示を実施すべきである。

【株主権利】

- ・株主権利の平等性が担保され、株主が有する経済的価値と同等の議決権を有するべきである。
- ・取締役会は、株主が会社の重要な決定や取引について議決権を有するようにすべきである。

以上

(2024年5月)